**○○○○消防計画**

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条に基づき、**○○○○**における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、**○○○○**に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（管理権原者及び防火管理者）

第３条　管理権原者及び防火管理者の責務と権原及び業務は次による。

１　管理権原者

　(１)　管理権原者は、**○○○○**の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

　(２)　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限をもつ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

　(３)　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

　(４)　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者

　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の業務を行う。

　(１)　消防計画の作成、変更

　(２)　消火、通報及び避難誘導等の訓練及び火災予防上の教育の実施

　(３)　火災予防上の自主検査の実施と監督

　(４)　消防用設備等の整備及び法定点検の立ち会い

　(５)　改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立

　(６)　火気の使用、取扱いの指導と監督

　(７)　収容人員の適正管理

　(８)　全従業員に対する防災教育の実施

　(９)　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導と監督

　(10)　管理権原者への提案や報告

　(11)　放火対策の推進

(12)　その他

（火元責任者の指定）

第４条　火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め、任務分担を指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火元責任者 | 担当場所 | 任　　務 |
| **○○　○○****○○　○○** | **厨房****客席ホール** | ①　吸い殻及び火気使用設備器具の管理②　電気設備器具の安全管理③　消火器等の管理④　避難経路の確保⑤　地震時の出火防止⑥　その他火災予防上必要な事項 |

（火災予防上の遵守事項）

第５条　火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

　(１)　火気使用設備・器具は、使用する前後に必ず点検を行い、安全を確認する。

　(２)　火気使用設備・器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。

　(３)　喫煙は、指定した場所で行う。

　(４)　灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。

　(５)　廊下、通路、出入口等の避難施設には、避難の障害となる物品を置かない。また、階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

　(６)　消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

　(７)　火災を発見した場合は、消防機関「１１９」に通報するとともに防火管理者へ連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（自主検査及び法定点検）

第６条　建築物の自主検査は(１)に基づき、別に定める自主検査チェック票により実施する。また、消防用設備等・特殊消防用設備の法定点検は、(２)に基づき実施する。

　(１)　建築物等の自主検査

　　　　定期の火災予防上の検査等

　　　　防火管理者は、火気使用設備等、危険物品等、消防用設備等及び避難施設その他の防火管理上の構造等について、別紙１及び２の自主検査チェック票により３ヶ月に１回検査し、異常があれば改善する。その場で改善できない場合は、速やかに管理権原者に報告する。

　(２)　消防用設備等・特殊消防用設備の法定点検

　　①　管理権原者は半年に１回、資格を有する者に依頼し、法定点検を実施する。

　　　　その際、防火管理者が点検に立ち会う。

　　②　管理権原者は**２月**に実施した総合点検の結果を、大船渡消防署長に報告する。

　(３)　点検時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **５月** | **８月** | **11月** | **２月** |
| 自主検査（定期） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 消防用設備等の法定点検 |  | ○機器点検 |  | ○総合点検 |

（休日・夜間の防火管理体制）

第７条　休日・夜間においては、警備会社に委託または異常を覚知したならば、必要な関係者へ連絡を取ることとする。

　　　　委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別紙３のとおりとする。

（結果の記録）

第８条　点検、検査の結果は「防火対象物維持台帳」に記録しておく。

　　　　また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

（自衛消防組織と任務分担）

第９条　**「○○○○」**の自衛消防組織として、**○○○○**を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編制する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 担当者名 | 任務内容 |
| 自衛消防隊長 | **○○　○○** | １　自衛消防隊の活動を統括し、全体を指揮する。２　火災に係る情報を集約し、消防隊に報告する。 |
| 通報連絡班 | **○○　○○** | １　消防機関及び関係者に、火災発生の旨を通報、連絡する。２　あらゆるものを活用し、利用客に火災の発生を知らせるとともに消防隊の誘導及び情報提供を行う。 |
| 担当区分 | 担当者名 | 任務内容 |
| 初期消火班 | **○○　○○** | １　消火器を活用し、初期消火活動を行う。２　最終避難する際に、すべての防火戸を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。 |
| 避難誘導班 | **○○　○○** | １　避難上障害となる物品を除去する。２　非常口の開放を行う。３　拡声器等を活用し、利用客を避難口に誘導する。４　最終避難する際に、逃げ遅れを確認し、自衛消防隊長に報告する。 |

（地震対策）

第10条 地震発生時の被害を予防するため、第４条から第８条に定めるほか、次のことを行うも

のとする。

　(１)　建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置。

　(２)　火気使用設備・器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査。

　(３)　危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

（地震発生時の活動）

第11条 地震発生時の活動は、第９条（自衛消防組織と任務分担）に準じるほか、次による。

　(１)　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

　(２)　地震の揺れが治まった時点で、火気使用設備・器具の直近にいる従業員は元栓、器具栓を閉鎖または電源遮断を行い、出火防止措置を行う。

　(３)　通報連絡班はテレビ、ラジオ等により情報収集を行い、混乱防止を図るため、必要な情報を施設にいる利用客等に知らせる。

　(４)　消火・避難誘導班は建物内外を見まわり、火災の発生及び負傷者の発生状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。

　(５)　避難は、防災関係機関の避難情報または自衛消防隊長の命令により行う。

　(６)　避難するときは、原則徒歩とする。

　(７)　施設の利用を再開する際は、安全を十分確認する。

（訓練、教育）

第12条 防火管理者は、次により訓練及び教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 実施月日 | 備　考 |
| 基礎訓練部分訓練 | 消火訓練 | **２月　１日** | **８月　１日** |  |
| 通報訓練 | **２月　１日** | **月　　日** |  |
| 避難誘導訓練 | **２月　１日** | **８月　１日** |  |
| 総合訓練及び防災教育 | **２月　１日** | **８月　１日** |  |
| 震災訓練 | 上記の各訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 |

２　防火管理者は、消防訓練を実施する際に「消防訓練実施計画通知書」により消防署へ事前に

通報し、訓練の結果は「消防訓練実施結果報告書」にて速やかに報告する。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策）

第13条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る震災対策は別に定める。

【附則】　この計画は、**令和〇年〇月〇日**から施行する。